九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

秦の国家財政制度

越智, 重明 九州大学文学部

https://doi.org/10.15017/24588

出版情報:九州大学東洋史論集. 15, pp. 1-21, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン:

権利関係:

秦の国家財政制度

越智 重明

本稿では右の体系を古い財政体系という。) えば官僚の給与)と君主の私的財政との二つに明確に分れてくるが、時代を秦漢に限り歴史の流れにそって見た際、まず君主 の私的財政として両者が現われてくる。その際、 六朝以前の国の体系権力の性格を示すものの一つに財政構造がある。国家の財政は次第に直接国政運営にかかわるもの(例 その下位にあるものとして国家の財政と君主の私的財政とがある。(以下)

前

言

帝の権力はいまだそうしたものに十分にはなっていないと考えられる。 主権力として理解されるが、これは漢時代に萌芽をもち、 つの解決策として現われてくるのは、累層的な官僚機構の整備強化による民衆支配である。この支配権力はそれなりに専制君 家になればなるほどそうしたことは無理である。つまり、 それが十分に達成されたわけではない。また、 支配しようとすることを標榜する国家である。 なお、本稿でいう家産国家は、氏族制国家が崩壊したあとに現われたもので、君主が全領域とそこにいる民衆とを直接的に その官僚と民衆との支配は直接的であることを意図するけれども、大規模な国 しかしそこでは官僚機構も未成熟であり、郷村社会には共同体的規制もあって のち唐宋(とくに宋)になって一応成立したといえよう。秦の始皇 その理想とする国家のありかたは「矛盾」したものである。その一

主とする)も亦軍事費に供されたと考えられる。これらは少府に入り君主(始皇帝) の家産国家としての色彩が濃かったことを示唆する。 秦の始皇帝のとき(下位にある)君主の私的財政には軍事費が入っていた。これはその国家が軍国主義的国家で同時に君主 その時期には人頭税は軍事目的税である。 の私的財政収入となった。 山沢からの収入 (塩鉄収入を

どを掌るものとであり、少府は(下位にある)君主の私的財政を掌るものである。前者を總べるものは内史である。前漢では 軍事目的税としての人頭税と山沢からの収入とが国家財政を掌る「治粟内史→大農→大司農」に移されるが、武帝のとき、い まだ、前代の名残りとして軍事関係の費用が君主の私的財政から支出されるといったこともあった。 秦の太倉と大内とは(下位にある)国政運営に関する財政のうち、それぞれ田租や芻槀などの収入を掌るものと金銭収入な

ところで、秦時代国政を總べるものに丞相がいた。漢書巻一九上百官公卿表上に、

相国・丞相、皆秦官。金印紫授。掌丞天子、助理万機。秦有左右。高帝即位、置一丞相

ろうが、そこでは(家産国家としての)国家=君主の財政のそれなりの一本化がある。さて、史記巻八七李斯伝に、李斯が獄 とある。こうした丞相(あるいは相国)のもとに、国家の財政を掌る内史と君主の私的財政を掌る少府とがいたとすべきであ

虜其王、立秦為天子。罪一矣。 金玉、使游説諸侯、陰脩甲兵、 臣為丞相、治民三十余年矣、逮秦地之陝隘。先王之時、秦地不過千里、 飾政教、官斗士、尊功臣、盛其爵祿。故終以脅韓弱魏、破燕・趙、夷斉・楚、卒兼六国、 兵数十万。臣尽薄材、謹奉法令、 陰行謀臣、 資 之

中から上書して自らの七つの罪を述べたものをのせているが、そこに、

地非不広。又北逐胡、貉、南定百越、 以見秦之彊。

以見主之得意。罪六矣。

治馳道、

興游観、

緩刑罰 若斯之為臣者、罪足以死固久矣。上幸盡其能力、乃得至今。願陛下察之。 薄賦斂、以遂主得衆之心、万民戴主、死而不忘。罪七矣。

実そのままでなかったにしても、当時丞相(あるいは相国)が總括的とはいえ国家の財政に直接的に関与していたことを窺わ とある。(二世皇帝のとき、右丞相去疾と左丞相李斯とが同時にいたことのあるのがわかるが、) これは、李斯の右の上書が事 丞相の直接的總括とは次元が違うけれども、皇帝の直接的總括の広範囲であったのを示すものとして、当時の家産国家の具体 的なありかたを察せしめるものであろう。ところで、史記巻五六陳丞相世家に、 せるのではなかろうか。なお、史記巻六秦始皇紀に、始皇帝が天下の事をすべて自ら決裁したことを記している。これは右の

陰陽、順四時、下育万物之宜、外鎭撫四夷諸侯、 治粟内史。上曰、苟各有主者、 孝文皇帝既益明習国家事。 護陳平曰、 君独不素教我対。 愧不能対。 於是上亦問左丞相平。 朝而問右丞相勃曰、天下一歳決獄幾何。 陣平笑曰、 而君所主者何事也。平謝曰、主臣、陛下不知其駑下、使待罪宰相。 君居其位、不知其任邪。 平曰、有主者。 内親附百姓、使卿大夫各得任其職焉。孝文帝乃称善。右丞相大慙。 上巨、 且陛下即問長安中盜賊数。 主者謂誰。 勃謝曰、 不知。問天下一歳銭穀出入幾何。 平曰、 陛下即問決獄、 君欲彊対邪。於是絳侯 宰相者、上佐天子、 責廷尉。 勃又謝不知。 問銭穀、

とある。これはすでに漢初丞相の国政の總括が、各事項について主管者に責任をもたせ、その上位にあって天下を佐け、 こと)自知其能不如平遠矣。

るべきでない、という形として現われてくるようになる。(ここでは天子の私的財政の管掌は直接問題となっていない。 容にたちいらないこと)を察せしめる。こうした職務権限の明確化は、天子には天子としての職務があり、臣下の職務に立入 しそれは事の性格にそうなっているのである。そのことは右の理解を妨げるものではない。) 万物の宜しきを遂げさせるものとなっていたこと(裏からいうと、各職務の分担が明確化し、 魏志巻二二陳矯伝に 丞相がそうした職務内

家産国家の性格は変容していることになる。) 臨也。若臣不称其職、 車駕嘗卒至尚書門。(尚書令陳)矯跪問(明)帝曰、陛下欲何之。帝曰、欲案行文書耳。矯曰、 明帝は官僚機構の厳正な運営を図った天子である。これはその一端を示している。(そこにあっては、 則請就黜退。陛下宜還。帝慙回車、 而反。其亮直如此。 此自臣職分、 さきのような

が見えないにしても、当時なかったということには必らずしもつながらない。 しそれはそれが記された当時の秦の法律条文乃至法律関係文書の全体ではない。従ってそこに、あることについての法律条文 なお、 本稿は右のような観点から秦時代の大内、少府、内史などをとりあげ、 睡虎地秦墓出土竹簡 (以下竹簡という)は秦時代を研究する際の貴重な史料であり、 あわせて内史の来源にふれる。 巨視的にはそれは旧来の資料を補う面のあるも 本稿でもそれ を使用する。

のということになろう。

非陛下所宜

第 一節 秦の財政制度

関係については工藤元男氏の研究がある。 第一に、 国家の財政系統官についてであるが、これを管掌するものに内史がある。竹簡における内史と太倉、大内などとの その研究結果はつぎのような形で示されている。

内 史 5.7617.186_E8) THI 104-101)-Min. 8.9. 太 大 倉 内 **金** 布 企律 (37 律(86~88 称(37 金布律(90~93) 都 金加律(86-88) 県 大内に遠い 官 は とあることから窺われる。「食者籍」

太倉については、倉律に、

そのたびにその廥籍(倉の簿籍)にその明細を記して内 とあるのから、 咸陽二万一積。其出入、増積及效如禾。 入禾稼、芻稾、輒為廥籍、上内史。芻槀各万石一積: 県が禾(穀物)・芻稾を倉に納めると、

史に送ったのがわかる。 芻・槀とを収納することを掌っていたのを察せしめる。 うしたことは内史が禾(のちの田租)とそれにともなう 万石を一積として、その単位で県に納められている。 太倉が県の官僚の食糧、 右の禾は別の倉律によると、 官界運営費を掌っていたこと

県上食者籍及它費大(太) 時讎食者籍。 倉、 与計偕。 都官以、計

の睡虎地秦墓竹簡

倉律に、

とすべきであろう。 整理小組の釈文には 礼記王制第五に、 「領取口粮人員的名籍」とあるが、 これは官界にあって食費ひいては生計費を受けとっているものの名籍

とあり、 上農夫食九人、其次食八人、其次食七人、其次食六人、下農夫食五人。庶人在官者、 続いて諸侯について 其祿以是為差也。

諸侯之下士視上農夫。祿足以代其耕也。中士倍下士。上士倍中士。下大夫倍上士。卿四大夫祿。君十卿祿。(下略

う。(そこには県で働いている囚人の食費その他も含まれているのかも知れない。) さきの倉律をあわせ見ると、内史は県以下 とある。ここには図式化した形で庶人在官以上のものについてそれぞれ祿を給うことが見えているが、右は県(以下)につい た禾・獨稾のうち、残ったものをどうするかは示されていないが、それをどこに蓄えるにしろ、その全国的な管掌者は内史で の官界における日常経費を太倉に掌らせ、その上級官として太倉(令)以下に臨んだということになろう。そこには県で収め るところは、県がその県で官祿を支給すべき官僚の名籍とその官界運営費などとを計吏に携えさせ太倉に送らせる意味であろ てそうした祿にあたるものを受けとるものの名籍と解してよかろう。他の費用とは官界運営費などと考えられる。 右の意味

あったとして大過なかろう。太倉が都官を管轄していたことは第三節でふれる。また、大内は第二節でとりあげる。 第二に、少府以下の帝室の財政系統官についてであるが、漢書巻二四上食貨志上に、董仲舒が行なった武帝への上言をのせ

ている。そのなかに、秦時代のことについて 古者税民不過什一。其求易共。…至秦則不然。 用商鞅之法、 改帝王之制、 除井田、 民得賣買。富者田連仟佰、 貧者亡立錐

とある。そこには秦の税収入として、田租、口賦、 塩鉄に関する収益があがっている。 この口賦は旧来説かれているように

踰侈以相高。…田租口賦塩鐵之利、

二十倍於古。

之地。又顓川澤之利、管山林之饒。荒淫越制、

普通名詞としての口賦つまり人頭税のことと考えられる。

つて平中苓次氏は口銭について論ぜられ、そのとき

私は口錢の起原は秦の始皇帝の頃にあったのではないかと考える。 史記の陳餘傳には

武臣等、説其豪傑曰、 秦爲亂政虐刑、 以殘賊天下、 數十年矣、 北有長城之役、 南有五嶺之戍、 外内騒動

頭會箕斂以供軍費、 財匱力盡 民不聊生、 云々。

とある (漢書陳餘傳の文も略同じ)。 また淮南子の氾論訓にも

高爲臺榭

とあつて、「頭會箕斂」 とか「頭會箕賦」という語が見える。漢書の陳餘傳の服虔の注 大爲苑囿、 遠爲馳道、 鑄金人、 發適戍、 入芻藁、 頭會箕賦、 (史記集解にも之を引く)によ

頭會箕斂とは

吏到其家、人人(人人二字疑當作以)頭數出穀、以箕斂之。

の意であるとし、淮南子の高誘の注によると、

頭會、随民口數、人責其稅。箕賦、似箕然、斂民財多取意也。

としているが、淮南子の本經訓の「末世之政……民力竭徭役、財用殫於會賦」 の高誘の注には

會、計。計人口數、責其稅斂也。

くい取るように税を取り上げる意であつたらしい。 とあるから、頭會箕斂・頭會箕賦・會賦はいずれも人頭課税を指した語であり、人の頭數でもつて數え、箕でもつてす

屬については史記の陳餘傳には「以供軍費」といい、淮南子の氾論訓には「輸於少府」と記し、その間に相違が認めら は税制として定式化されたわけではなかつたから、その特定の稱呼も無くまた用途も特に限定されていなかつたのかも れるが、時により便宜いずれにも用いられたものであろう。秦代では云わば臨時の措置として頭會箕斂が行われ、それ たわけであるが、服虔のように「箕斂」の文字に拘泥して専ら穀を出させる意にとるのは妥當ではない。この税入の歸 ここにいう頭會箕賦は、男女丁少の別なく負擔能力に關係なしに徴收したものであつて、そこに横征たる所以 があ

としておられる。この頭会箕斂=頭会箕賦=会賦は確かに人頭税とすべきであろう。

知れない。

しめたものとして、軍役などの徭役と人頭税とをあげているとすべきである。また、淮南子氾論訓は、さきに見たのに続いて、 史記巻八九陳余伝には、「民不聊生。」とあるのに続いて、「重之以苛法峻刑、使天下父子不相安。」とある。それは民衆を苦 丁壯丈夫、西至臨洮狄道、東至会稽浮石、南至予章桂林、北至飛狐陽原、道路死人、以溝量。

衆を苦しめたとしていることに変りはない。なお、あとで淮南子で人頭税が重かったとしている史料をもう一つ引用する。 とある。これは民衆を苦しめたものを列挙し、そのケースが陳余伝よりも多いものであるが、何れにしても軍役や人頭税が民 平中氏は、右に見たように、人頭税の「帰属」について、軍事目的税とするものと少府に輪するものとがあるが、その徴税

輸するものとしておられるのであろう。しかし、 は臨時の措置で、便宜上何れにも用いられた、としておられる。陳余伝については少府より外(蓋し、のちの大司農の類)に それはそうした「帰属」に関する記述ではない。右の両者はあいまって、人

を征服し天下統一をなしとげたものであるが、そこでは古い財政体系下に、軍事財政を含む(むしろそれを中心にする)国家 軍事費が入っていることをあるべからざるものとするのは、いわばのちの時代の思考であって、秦は軍事力強化によって他国 頭税という軍事目的税が(帝室の財政を掌る)少府に入ったのを物語っているとすべきである。さらにいうと、帝室の財政に

の財政が機能していたとすべきであろう。(この点はあとでもう一度ふれる。)

なお、淮南子本経訓に

糧、老者不養、死者不葬、贅妻鬻子、以給上求、猶弗能澹 末世之政、田漁重税、関市急征、澤梁畢禁、網罟無所布、耒耜無所設。民力竭於徭役、財用殫於会賦。居者無食、 行者無

た税のうち最も重かったものを示唆している。こうした点からいっても人頭税が臨時のものであったとは考えられず、 とある。この末世とは秦を指しているものであるが、そこには田税のほかに漁税や関市の税が出ている。 な重税であったとすべきであろう。また、頭会箕斂=頭会箕賦といった表現は徴税方法についていっているものであって、 右では会賦がそうし 恒常的

少府には山沢の税も入る。ここで漢書巻一九上百官公卿表上を見ると、目としては口賦(の類)の表現があったとすべきであろう。

少府、秦官。掌山海池沢之税、以給共養。有六丞。属官有尚書符節大医大官湯官導官楽府若盧考工室左弋居室甘泉居室左 右司空東織西織、東園匠十二官令丞。(下略)

とある。この記述様式は漢書の書きぶりの一つであって、そこでは主語が途中で変っている。始めは少府は秦官であって(つ ついで、 まり、秦官として少府があって)、山海池沢の税(=山沢の税)を掌り、以て、(皇帝の) 供養に給する、ということを述べ、 山海池沢の税を掌り、以て(天子の)供養に給するもの(つまり少府)が漢にあっては六丞をもち、属官として尚書

なお、後漢書巻一一六百官志三には、

以下をもつ、としていると考えられる。

承秦、凡山沢陂池之税、名曰禁銭、属少府。世祖改属司農、

とある。これに関し通典巻二七職官九少府監の注に、

〈後漢〉応劭曰、山海池沢之棁、名曰禁銭、以給(天子)私養。 自別為藏。少者小也。故称少府。

右の応劭の説も亦秦の少府がそうした帝室の財政を掌っていたとするものである。 とある。禁銭は天子の私用の銭である。右の百官志の記述は秦の少府も亦山沢陂池の税を掌っていたとするものである。 また、

ところで、少府に入る山沢收入は軍事費にもあてられていたと考えられる。いまその点を見てみよう。塩鉄論非鞅第七に、

積有餘。是以征敵伐国、攘地斥境、不賦百姓、而師以瞻。故用不竭、而民不知。地尽西河、而民不苦。塩鉄之利、所以佐 大夫曰、昔商君相秦也、 内立法度、厳刑罰、飭政教、姦偽無所容。外設百倍之利、收山沢之税。国富民强、

百姓之急、足軍旅之費。務蓄積、以備乏絶。所給甚衆。有益於国、無害於人。(下略)

増すようなことをしないで軍事費を調達したとしている。要するに、大夫は商鞅が山沢收入によって軍事力を増したとしてい(キ とある。この大夫の意見は塩鉄専売を是とするものである。右では大夫が秦の商鞅が山沢收入をえ、それによって民への賦を るのであるが、秦の山沢收入が結局軍事費となって行くという際、さきに見たように、その少府が軍事費をまかなっているだ けに、それが少府に入った、としてまず誤りあるまい。

いたこと自体は周知の通りであるが、)漢初からかなりの期間、 `(塩鉄收入を含む) は国家財政に入っていた。しかし、別稿で述べるように、(かつて山沢収入が帝室の財政収入となって ちなみに、塩鉄論争のとき国家の財政はすでに古い財政体系を脱し国家財政と帝室財政とが並列していたが、 古い財政体系のなかの山沢收入は帝室の財政收入となってい 山沢からの收

大夫曰、…君有呉王。専山沢之饒、薄賦其民、賑瞻窮小、以成私威。(下略)

た。ところで、塩鉄論禁耕第五に、

う。右はそうしたとき呉王が山沢收入(主として塩鉄收入)によってその勢力を増したが、そこでは民に賦することが少なか のことであるが、そこにおいては諸王の財政も右に準じて考えるべく、その山沢收入がその私的財政に入っていたことであろ とある。これは古い財政体系下に、国家の財政と帝室の私的財政とがあり、かつその山沢收入が後者の收入となっていた時期 たとしているのである。

なお、非鞅に、大夫の見解に反対する文学が

之。民間謂之百倍。此計之失者也。(下略) 蓋文帝之時、 無塩鉄之利、而民富。今有之、 而百姓困乏。未見利之所利也。而見其害也。且利不従天来。不従地出。

取

といっているが、この百倍は塩鉄の利のことである。さきに大夫が商鞅が百倍の利を設けたとしているのを引用したが、 その

百倍もこのことと考えられる。また、大夫は

昔商君明於開塞之術、假当世之権、為秦致利、成業。是以戦勝攻取、 幷近滅遠。……其後蒙恬征胡、 斥地千里、 踰之河北,

とが出ていないが、これは議論の性格上そうなっているのであって、それを以て人頭税が軍事目的税であるとする見解を否定 きに見た山沢收入で軍費を調達するというやりかたも始皇帝のときまで続いたとしているのであろう。(そこには人頭税のこ といっているが、これは秦では商鞅がうち出した財政策の基本線が秦の始皇帝のときまで続いたとするものである。 若壞朽折窝。何者、商君之遺謀備飾素循也。故挙而有利、 動而有功。夫蓄積籌策、国家之所以强也。(下略 大夫は

田租口賦塩鉄之利、二十倍於古。

することはできないであろう。)また、さきにあげたように、董仲舒の上言のなかに、秦について、

とを考えると、右の塩鉄の利は秦が塩鉄業者からとった税ということになろう。 とある。ここに秦の財政において、田租と口賦と塩鉄の利が大きかったことが示されているが、 さて、氾論訓に、さきに見たように、芻藁を入れるとあるが、史記秦始皇紀に、 復作阿房宮、外撫四夷、 如始皇計。盡徴其材士五万人。為屯衛咸陽、令教射。 始皇帝死後のこととして 狗馬禽獸。当食者多。度不足、 秦末まで大塩鉄業者がいたこ 下調郡県

軍糧が太倉から弁ぜられることを察せしめるにしても、(総合的に見た際、)軍事費の中心をなす兵器製造費、 とある。その菽粟芻藁は「官」に入ったことであろうが、その「官」は太倉となろう。しかし、 それは広義の軍事費としての 軍隊移動にとも

転輸菽粟芻藁。皆令自齎糧食。咸陽三百里内、不得食其穀。用法益刻深。

なお、秦時代少府に属するものとしては、通典巻二六職官八司農卿に、

なう費用その他は少府がまかない、その食糧は太倉がまかなった、ということになるであろう。

……秦漢有令丞。属少府。漢東京令丞主舂御米及作乾糒。

属大司農

秦漢有御府令丞。 掌供御服。 而属少府。 とあり、

同殿中監に

とあるもの、 通典巻二六職官七光祿卿に

太官署。令丞。…秦為太官令丞。属少府。両漢因之。

とあるもの、その他がある。

ところで、史記李斯伝に、二世皇帝のときのこととして、

又作阿房之宮、治直(道)馳道、賦斂愈重、戍徭無已。於是楚戍卒陳勝呉廣等乃作亂、

起於山東、

傑俊相立。(下略

とあり、 (二世) 作爲阿房之宮、賦斂天下。吾非不諫也。而不吾聽也。…今行逆於昆弟、不顧其咎。侵殺忠臣、不思其殃。大爲宮 牢獄に入った李斯が天を仰いで歎じたもののなかに、

厚賦天下、不愛其費。三者已行、天下不聽。今反者已有天下之半。(下略)

巻一一八淮南王安伝に、

とある。これらはあいまって始皇帝のとき以来の阿房宮の造営の費用が民衆への賦斂によったことを示している。さて、

史記

政苛刑峻、天下熬然若焦。民皆引領而望、傾耳而聽、悲号仰天、叩心而怨上。(下略) (前略)(伍)被曰、往者秦爲無道、殘賊天下、興萬乘之駕、作阿房之宮、收太半之賊、發閭左之戍。父不寧子、兄不便弟

入っていることになる。そこでは目的税としての人頭税は強いていえばそれに流用されたということになる。ところで、 たという意味である。この記述は概括的なものであるが、この際の賦は税の総合名詞であり、それだけに田租や塩鉄税も当然 とある。この行幸の費用と阿房宮をつくった費用とのため太半の賦を收めた、というのは国民の総合收益の옿を賦としてとっ

至於始皇、遂井天下、内興功作、外攘夷狄、收泰半之賦、發閭左之戍。男子力耕、不足糧饟。女子紡績、 下之資財、以奉其政。猶未足以澹其欲也。海内愁怨、遂用潰畔。 不足衣服。

竭天

食貨志上に

あるとされよう。また、史記李斯伝に、李斯が獄中から上書して自らの七つの罪を述べたものをのせている。そのなかに前引 とするにしても、軍事費をまかなうことを含めたこの記述の方が(そこに行幸の費用が記されていないにしても)より正確で とある際は、内の功作とならんで外の軍事費がとりあげられ、そのため옿の賦がとられたとしている。同じく옿の賦を收めた

緩刑罰、薄賦斂、以遂主得衆之心、万民戴主、死而不忘。罪七也。

のように

司馬遷のフィクションが入っていても、右に述べた賦税に関する様態はほぼ間違いないところであろう。) とある。この賦斂も税そのもの(税全体)で当然田租、塩鉄税、 人頭税を含んでいると考えられる。(史記の李斯伝の記述に

は、 室の財政收入となり、それらとくに人頭税收入は軍事費に充てられたわけであるが、こうした後世から見るとやや異常な財政 ろで、国家の財政收入で大きい割合をもっていたと思われる人頭税收入や山沢からの收入(とくに塩鉄税收入)は始皇帝の帝 は考えられない。そこでは国家の財政において軍事費をめぐる財政が大きい割合をもっていたことを想定すべきである。とこ 秦は軍事大国として発展し天下を統一したのであるが、その性格は天下統一後も、匈奴との関係などからみてなくなったと 結局始皇帝の統一した国家が家産国家的性格を濃くもっていたところに機能した、といった形で理解される。

第二節 大内、少内、都内

本節は秦、前漢初期の大内、少内、都内などの性格の変化を考察する。

竹簡には大内に関する記事がいくつも出ている。金布律に

まず大内であるが、

県・都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩(磨除する)之。其金及鉄器入以為銅。都官輸大内、〔〔大〕〕内受買(売) 之、尽七月而觱(畢)。都官遠大内者輸県、県受買(売)之。糞其有物不可以須時、求先買(売)、以書時謁其状内史。

系統のものであること、(恐らく) 大内の下級官として都官があること、それらが国家の財政上の金銭を取扱う局面があると とあるのはその一つである。これは内史が公器管理に関する最終的な責任者であることを窺わせ、 にしたものを売ったことを示している。なお、金布律のうちのさきの記述から、国家の財政管掌官として大内と都官とが同 かつ大内が公器で廃棄処分

なお、均工律に、

思われること、

がわかる。

新工初工事、一歳半紅 上且有以賞之。盈期不成学者、 (功)、其后歳賦紅(功) 籍書而上内史。 与故等。 工師善教之、 故工一歳而成、 新工二歳而成。 能先期成学者謁上、

める。 とあるのは、 また、 内史の公器管理に関する記述ではないが、 金布律に 内史が公器を作製する工人の養成に関する責任者であったのを察せし

泉十一斤、直(値)卅六銭。已稟衣、有余裼十以上、輸大内、与計諧。都官有用□□□□其官、 受(授)衣者、夏衣以四月尽六月稟之、冬衣以九月尽十一月稟之、過時者勿稟。后計冬衣来年。囚有寒者為褐衣。為幏布 一、用枲三斤。為褐以稟衣、大褐一、用枲十八斤、直(値)六十銭、中褐一、用枲十四斤、直(値) 隷臣妾、舂城旦母用。在 ₩六銭、小褐一、用

県より致すが、県に支給したあとに衣が十以上あったら、県の計吏がそれをもって大内に輸すべきを示している。 とある。これは囚人への衣の支給規定であるが、咸陽にあるものはその衣を大内から出し、 他の県にあるものはその従事する

咸陽者致其衣大内、在它県者致衣從事之県。県、大内皆聴其官致、以律稟衣。

以上見たような大内は国家財政の運営に関する職分をもつものとされよう。

つぎに少内であるが、竹簡に見える少内については、工藤氏が、

た、ということになろう。 ……秦簡に見える少内の性格をまとめてみると、⊖少内は、県や都官等に置かれた地方行政機関の公金を掌る財庫官であ った、口県の少内はとくに府中とも称された、回県や都官の官吏が職務上のミスで負わされた賠償金は、少内に納められ

は国家財政の運営に関する職分をもつものといえる。 としておられる。都官は中央諸官府を指し、その地方出先機関をも指すが、その点を除くと右の通りであろう。こうした少内

財政体系ができ、そこでは国家の財政と帝室の財政とが並列するが、その時期にあっても都内は国家の財政のうちの金銭を掌 者(の一部)である金銭を掌るところにあった。口のち、景帝の中六年の改革によって、古い財政体系がなくなり、新らしい ことと相応ずる)を窺うこととする。⊖かつて古い財政体系下に国家の財政と天子の私的財政とがあったが、都内の職分は前 とにふれ、あわせてその間に漢初家産国家財政としての色彩が濃厚であったこと(それは古い財政体系の色彩が濃厚であった (漢の天子)の財政を掌っていたが、のちそうした財政体系がなくなったとき、改めて(新らしい財政体系下の)帝室の財政 様態とあわせ考えた際、(それが存在していたとすれば、) 大内と少内との官は、漢に入っても旧来同様古い財政体系下の君主 の下に少内をもつこととなった。四漢初の官制は、秦のそれを継承するところが多いが、こうしたことをさきに見た秦時代の ていた。(それは国家の財政のうちの田租の穀を掌る太倉と並ぶものとなった。) 曰その大内は少府に属するようになり、 さて、前漢時代、大内、少内はともに存在するが、その性格は右と異なり、少府系統のものとなる。以下前漢のそうしたこ

を掌るものとなった、ということが想定される。

るとするものである。すなわち、漢書厳助伝の武帝のときの越について述べたものの顔師古の注に、 大内を都内とする説がある。いまそれを見てみよう。 大内=都内説の一つは、 大内=都内が国家の財物の蔵であ

都内令丞也。 **応劭曰、越國僻遠、** 珍奇之貢、宗廟之祭、皆不與也。大内、都内也。國家宝藏也。 師古曰、百官公卿表云、 治粟属官、 有

う説とが示されている。この応劭の説に從うと大内=都内は自ら国家財政に関するものとなる。他の一つは、 制度として貢献すべきであるが、現実に行われていないという説)と、大内とは都内のことであって、 とある。ここに応劭の、閩越のような僻遠の国では珍奇なものの貢献と宗廟の祭りの酎金の貢献とがないという説(あるい (租税などとして入ってきた) 天子の銭の蔵であるとするものである。すなわち、漢書卷一八外戚恩澤侯表の顔師古の注に、 国家の宝藏であるとい 大内=都内が は

汝淳曰、天子銭藏中都内。又曰大内。

(前七〇年) 正月の条に、

とある。ところで、漢書食貨志上の中都官の注に、「師古曰、 中都官、 京師諸官府也。」とある。 また、 漢書卷八宣紀本始四年

詔曰、…今歳不登。…丞相以下至都官令丞、上言入穀長安倉、 助貸貧民。 (下略

ことと考えられる。さきの中都内は蓋し京師にある都内のことであろう。 とあり、その顔師古の注に、「師古曰、 都官令丞、 京師諸署之令丞。」とある。 これらの中都官あるい ・は都官は京師にある官の

さて、大平御覧卷六二七治道部八賦斂に引く桓譚新論に、

以給宮室供養諸賞賜 漢定以来、 百姓賦斂 一歳為四十余万万。吏俸用其半。 余二十万万。 藏于都内為禁銭。 少府所領園地作務之八十三万万

政体系下に、 していまだ古い財政体系下にあったこと、つまり天子の家産国家的財政色が濃厚であったことを察せしめる。こうした古い財 収入の余りを都内に藏して禁銭としたといっているが、その禁銭は天子の私的な銭である。これは漢初、 とある。これについてはすでに別稿で論じたが、その結論を述べるとつぎのようになる。右は(少府に属しない) 国家の財政と天子の私的財政とがあり、 都内がその国家の財政の金銭の部分を掌っていたわけである。 国家の 財政が全体と 国家の財

は財政体系の変化があっても、それぞれの国家の財政を掌るものであったのであろう。 ところで、 漢書百官公卿表上に、「治粟内史→大農令→大司農」の属官として太倉や都内の令丞が見えるが、 漢初以来都内

ある。ということになる。(応劭と汝淳とが、どのような史料を見ているのかはわからないが、何れにしても、さきの淮南王 子の私的財政(の一部)を掌るものとして大内にあてている。それは古い財政体系下という枠内における理解としては有効で た点を指摘したものとなり、それだけに新らしい財政体系下の厳助伝の大内の説明としては正確でない、 すれば、右とは離れて、かつて、古い財政体系下に、大内と都内とが(異名同一のもので)国家の財政(の一部)を掌って るのを意味する。それだけに応劭のいう大内と都内とが同じであって国家の財政にかかわるという点は、 〈顔師古の注は都内というものの説明に止まる。〉一方、汝淳の説の場合、都内を天子の私的財政における銭蔵と見、 武帝のとき大内に宗廟の祭りの酎金が入るということは、その大内が新らしい財政体系下の帝室財政を掌るもの 桓譚新論を知っていたのは間違いないところであろう。) ということになる。 その説明が正 それに天 であ

内の具体的説明、 て見るべきもの、となる。 両者を(ともに正しいものとして)整合していうと、応劭説は、古い財政体系下、 汝淳説は、古い財政体系下、すべてが天子の私的財政であるという観点からの大内=都内の概括的説明とし 国家の財政を掌るものとしての大内 |||都

なお、漢書卷八六王嘉伝に見える、王嘉が哀帝に上った封事のなかに、

孝元皇帝、奉承大業。温恭少欲。都内錢四十万万。水衡銭二十五万万。少府錢十八万万。

は宮中に関するもの、つまり帝室財政を掌るものである。また、漢書外戚恩澤侯表に、 司農の銭を都内銭といっているのである。この大司農は府中に関するもの、つまり国家財政を掌るものであり、 とある。この都内銭は大司農の銭を指している。つまり、大司農に属する都内令が大司農に帰する銭を管理するので、 陽城侯田延年について、 右は大

(本始元年) (前七三年)、八月辛未、封。二年、坐爲大司農盗都内錢三千万、 自殺

とある。大司農田延年が盗んだ都内の銭は必ずや大司農の管掌するものであろう。これは新らしい財政体系下、 (の銭の部分)を掌っていたのを示すものである。 淮南子氾論訓の高誘注のなかに 都内が依然国

少府、官名。如今司農。

とある。高誘は後漢末の人である。彼が少府を今の司農の如し、としたのは、 いたのをふまえ、(やや外形的比擬的に、)かつて天子の私府としての少府が当時の国家財政すべてを掌っていたという説明を 後漢時代司農が基本的に国家の全財政を掌って

第三節 内史

しているのであろう。

あげる。 始皇帝のとき太倉、大内の二者を掌っている内史と京師を掌治する内史との二つの内史があったが、本節はその源流をとり

白川静氏は、内史の成立についてつぎのような見解を示しておられる。

祝にあたつてゐるが、その職掌範囲は専ら祭祀の面に限定されている。 うにして成立してきたものと思はれる。東周以後、作冊の名は文献に見えない。その職は周礼においてはほぼ春官大祝小 として次第に有力となり、つひに作冊の地位をあはせるに至った。内史・内史尹・作命内史・作冊内史の諸職は、このや (前略)史と作冊とは、その職掌の性質からいふと、本来相近いところがあったが、史が王の冊命を掌る関係から、

周礼春官内史には、右のようにして現われた内史の職掌について、

執国法及国令之弐、以攷政事、以逆 会計。 (ユタテンヤ゚タ) 掌王之八枋之法、以詔王治。一曰爵。二曰禄。三曰廃。 四曰置。五曰殺。 六日生。七曰予。八曰奪。

掌敍事之法、受納訪、以詔王聽治。

凡命諸侯及孤卿大夫、則策命之。

凡四方之事書、内史読之。

王制禄、則贊為之、以方出之。

[]賜、亦如之。

内史掌書王命、遂弐之。

と記している。その鄭玄の注に

太宰旣以詔王。内史又居中弐之。

とあるが、この内史は王のもとにいる官である。また、玄の注には

鄭司農説、以春秋伝曰、王命内史興父、策命晋侯為侯伯。策、謂以簡策書王命。其文曰、

芙

謂叔父、

敬服王命、

糾巡王慝 (悪人をただし、これを僻地に遠ざける)。晋侯三辞、 從命、受策、 以出。

とあって、内史の冊命の事実を示している。金文資料からもこうした内史と冊命とに関するものは裏付けされる。 中央の財務行政官との二つとなったと考えられる。いまその点をとりあげてみよう。 近の官としてその策命を伝える性格をもつものであったのであろう。しかし、それはのち国邑(つまり、首都)の地方長官と 秦の内史は史記巻五秦紀繆公三四年(前六二六年)の条に見える内史廖が初見とされている。 秦の内史も恐らく秦の君の側

まず、国内史についてであるが、漢書巻一九上百官志上に、

内史、周官。秦因之。掌治京師:

とあるが、史記巻七九范睢伝に、

及王左右、無非相国之人者。見王独立於朝。臣竊為王恐万世之後、有秦国者非王子孫也。昭王聞之大懼曰、 能利害之謂王。制殺生之威之謂王。今太后擅行不顧。穰侯出使不報。華陽・涇陽等、撃断無諱。高陵進退不請。 范睢曰、益親、復説用数年矣。因請間説曰、…聞秦之有太后・穰侯・華陽・高陵・涇陽、不聞其有王也。夫擅国之謂王。 而国不危者、未之有也。爲此四貴者下、乃所謂無王也。然則権安得不傾、令安得従王出乎。…今自有秩以上至諸大吏、 善。於是廃太 四

后、逐穰侯・高陵・華陽・睢陽君於関外。

側近にまで及んでいることを述べているのである。――の部分は戦国策巻三秦下昭襄王下には とある。ここでは范睢は秦王の権勢を奪うものとして太后など五人をあげ、とくにそのなかの相国穰公の勢力が官界から王の

且令邑中自斗食以上至尉内史、及王左右、有非相国之人者乎。

る。 として現われている。この邑は秦の国邑のことと考えられる。そこに国邑の尉つまり国尉と、国内史とがいたことが察せられ なお、史記巻七三白起伝に、秦の昭襄王の一四年(前二九三年)に白起が国尉となったとある。

司って相国を補佐するものであることを示すものであろう、としておられる。これに関し、戦国策巻六趙幽王に、(ミロ) れにあたる戦国策の記事によって、この尉が相国恩寵の人であったということは、国尉が相国によって任命され、 鎌田重雄氏は秦の国尉について、 秦朝の (郡守の補佐として武事を担当する)郡尉の性格に連なる、 それは太尉、 大将軍のように高いものでなく、 としておられる。 その尉の副将軍乃至は補佐の軍官たる性格 なお、 鎌田氏は右の ーの部分、 国の武事を

史記趙世家参照)。しかし、国尉は旧来太尉・大将軍の類であるとされているが、そうではないとする点と、国尉が郡尉に連 こうしたことがあるにしても、 守は仮官のことであるとしている。蓋しそのように見るべきであろう。これは相国文信侯のもとに尚書がいてそれに臣事した とある。(文信侯呂不韋は趙に奔っておらず、秦で死亡しているが、いまこの点は問わないこととする。) 戦国策校注にはこの なるとする点とはとるべきであろう。 のを示しているようである。果してそうであれば、これは相国の属官が相国と強く結ばれる場合のあることを示すものとなる。 文信侯出走、 与司空馬、之趙。趙以爲守相。秦下甲而攻趙。司空馬説趙王曰、文信侯相秦。臣事之爲尚書。習秦事 国尉とくにその任命について氏のようにいいきるのには、慎重でなければならない。(後引の

侯の息がかかっている、 要するに、 范睢は国邑のなかでは有秩 (の類) としているのであろう。(朝廷は地域的には国邑内に存在する。) 京師の内史はそこに見える国邑内史 から尉、 内史までをあげ、さらに語を王の左右の側近に及ぼし、 それらに穰

また、史記巻四三趙世家に

の後身と考えられる。

烈王使"使謂"相国"曰、…官"牛畜(人名)"、荀欣為中尉、徐越為内史。

軍士の許歴が軍事を以て奢を諫め、 とあって、趙にも内史がいたのがわかる。なお、史記巻八一廉頗蘭相如伝を見ると、 奢がその計に従って秦軍を破つた。その賞として、 趙王が趙奢を将として兵を出させたとき、

趙恵文王、賜奢号為馬服君、以許歴為国尉。趙奢於是与廉頗蘭相如同位。

国の指揮官のように高いものでなかったのを示唆している。ちなみに、中尉については漢書巻一九上百官公卿表上に とある。廉頗は将軍であり、 蘭相如は上卿で位は頗の上にあつた。 こうしたことは趙にあつても国尉がい たが、 その地位 は全

秦官。掌徼循京師。

蓋しさきの中尉は趙の国邑の警備をするもので、それと並んで見える内史は趙の国邑の長官なのであろう。 ここに秦の中尉が京師を徼循するとあるが、華陽国志巻三蜀志に、 秦の恵王のとき中尉田真黄がいたことが記されて

は管下に県をもつに至っている。また、 論を進めよう。秦の内史は、君主の側近の官から出て国邑=京師を治める地方長官となったが、それはおそくとも漢時代に それは古い財政体系下の国家の財政における穀貨を掌る治粟内史にもなった。漢書百

官公卿表上に 治粟内史。秦官。 掌穀貨。有両丞。景帝後元年(前一四三年)、更名大農令。

内史が公器管理に関する最終的な責任者なるべきことと相応じよう。また、廐苑律と思われるものに、 なる。なお、第二節で引用した均工律は内史が公器を作製する工人の養成に関する責任者であったのを察せしめるが、これは とあるが、その前半はそれを示している。この職分は(さきの内史の管轄範囲が限定されるのに対し)全国的な範囲の ものに

牛者及令・丞皆有罪。内史課県、大(太)倉課都官及受服者。

今課県、都官公服牛各一課、卒歳、十牛以上而三分一死、不〔盈〕十牛以下、及受服牛者卒歳死牛三以上、

文を見ると、一般に督造者である郡守の名のすぐ下に工師名が記されている。右に見たところをあわせ考えると、こうした際 ともに太倉の管轄下にありながら、都官と県とが並列されているのは、都官が中央諸官府で、地方出先機関をもつものである とある。ここでは県は内史の考核を受けており、都官は太倉の考核を受けている。ここでは県と都官とは一応並列の関係にあ 太倉の上級機構でもある)としては自ら(全国的機構において)国家の財政を掌る治粟内史が該当しよう。 からと考えられる。(前引の金布律で、右の公の牛の場合と違うが、都官が大内に遠い場合、「便宜」県に輪するといったこと さて、太倉はさぎに見たように、県の財政(の一部)を掌っていた。また、都官は右に見たように太倉の考核を受ける。 都官が地方出先機関の場合のあるのを察せしめる。)全国的規範において存在する県や都官の財政上の上級機関(それは また、 秦の銅戈銘

うした点についてであるが、漢初の内史には右の二つのほかに、諸侯王の国にいた内史もある。漢書百官公卿表上に、

有太傅、輔王。内史治国民。中尉掌武職。

丞相統衆官群卿大夫都官、

如漢朝

諸侯王。高帝初置掌治其国。

そうすると、秦では(一方では上に「治粟」が冠されているけれども、)内史に同時に二つのものがあったことになる。

郡守が工人を監督し作製した兵器は、大内なり、その上級機関の治粟内史なりの管掌する公のものとなろう。

吏主者、

徒食

ように同一官名であっても性格の違うものが同時に存在しているのであるが、そうした点を考えると、遡って秦時代二つの内 とある。この体制は景帝の中五年 (前一四五年)まで続いたが、そこには(中央の少府とは異なる)少府もあった。 漢初この

史が同時に存在していても別に不思議はなかろう。

なく、王の側近にあった御史が出でて郡の監察に当るようになったことである。 この際あわせ考えるべきことがある。その一は、秦において、王の側近にあった内史が出でて京師を掌る官となっただけで 桜井芳朗氏は、 監御史について

王に侍御して文書を掌ってゐた御史が朝儀祭礼等に際して百官の不法を取締るやうになるのは第一段の発展である。 これよ

り常に百官を監察するやうになるのであろう。

制度となり、 次に第二段の発展として御史は殿中から外へ出る。最初は天子の代理として側近の御史を派遣したのであろうが、 地方官の監察には監御史といふ特別の官が生ずるに至った。 それが

としておられる。史記巻五三蕭相国世家に、

秦御史監郡者、 与從事常弁之。

をもつようになったのは内史に止まらないのである。 とあるが、これは監御史の監郡の実態の一端を察せしめる。要するに、秦においては王の側近が地方に出て地方における職務

その二は少府や内史が將として軍事行動をしていることである。 少府の場合、 史記秦始皇紀に、二世皇帝のときのこととし

今発近県不及矣。酈山徒多。 二年(前二〇八年)、冬陳渉所遣周章等將西至戲。兵数十万。二世大驚、与群臣謀曰、 請赦之、授兵以集之。二世乃大赦天下、使章邯將。 擊破周章軍而走。 奈何。 少府章邯曰、 盗已至衆彊

とある。内史の場合、 史記秦始皇紀に、 始皇帝の一六年(前二三一年)のこととして

九月、発卒受地韓南陽、仮守騰

とあり、一七年(前二三〇年)のこととして、

内史騰攻韓、得韓王安。尽納其地。以地為郡、 命曰潁川。

騰は一六年(前二三一年)に新たに秦領となった南陽の仮守となっていたが、 恐らく、どちらが本官かわからないが、

えて差支えなかろう。右の内史が京師の地方長官としてのそれか、それとも治粟内史としてのそれかはわからない。 れた。恬は以後武将として活躍していたが、二世皇帝のときにも内史であったと記されている。恬は引続き内史であったと考 そのままで内史となっているのであろう。また、史記巻八八蒙恬伝には、蒙恬が始皇帝の二六年(前二二一年)内史に任ぜら

する。 であるから、少府、内史たることをかかげて軍事行動をすることは、後世の官僚機構を頭においてそれを見た際奇異な感じが 少府、内史たるものが軍務に携った際、たとえその少府、内史が兼官的なものであったとしても、 しかしそれについては、官制の未成熟として理解すべきであろう。 それらは散官では ない

註

- (1) 工藤元男氏、「秦の内史─主として睡虎地秦墓竹簡による─」(史学雑誌九○─三)及び「睡虎地秦墓竹簡に見える大内と小内」(史観 〇五)参照
- (2) 都官については、工藤元男氏、「戦国秦の都官―主として睡虎地秦墓竹簡による―」(東方学六三)・江村治樹氏、「雲夢睡虎地出土秦律 第三部門社会科学三一・三二) 参照(の性格をめぐって」(東洋史研究四〇―一)・太田幸男氏、「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって、その一・その二」(東京学芸大学紀要
- 3 都官は中央京師の諸官府を指すとともに、その地方出先機関をも指す用語ではなかろうか、 平中苓次氏、「漢代の馬口銭と口銭」(『中国古代の田制と税制』所収) 参照。 という江村氏の見解は従うべきものであろう。
- 4 を捨象して本文のようにいっているのである。 別に述べるように、商鞅のうち出した政策の基本線は必ずしも直線的に始皇帝のときに及んだのではない。しかし大夫は具体的な事柄
- 5 註(1)に同じ。
- (6)・(7) 拙稿、「前漢の財政について」(東洋史論集10)参照
- (8)・(9) 白川静氏、「作冊考」(『甲骨金文学論集』所収)参照
- 10 鎌田重雄氏、「秦郡官制」(『秦漢政治制度の研究』所収)参照、 李学勤氏、「戦国時代的秦国銅器」(『文物参考資料』所収)参照。
- 11
- 12 桜井芳朗氏、「御史制度の形成(上)」(東洋学報二三―一)参照。
- 官制が違うであろうが、それにしても韓の少府に兵器があったことは、 ちなみに、史記巻六九蘇秦伝を見ると、韓では少府で弩を造ったか、そこに弩があったかの何れかであったのがわかる。 秦で少府が軍事目的税としての人頭税を少府に入れていたのをあ

わせ考えると、少府(官僚)が軍兵を卒いる際、その府にもともと兵器があり、それだけにその府が軍事力をもっていたとすれば、相通

(14) 騰については、町田三郎氏、「統一の思想」(『秦漢思想史の研究』所収)参照。 ずるところがあったのかも知れない。

- 21 -